

国民の多くの反対にもかかわらず、
昨年12月6日特定秘密保護法が、
国会において強行採決されました。
横浜弁護士会も、直ちに抗議し見直しを求めました。
この法律は、1年以内に施行されようとしています。
この国の民主主義のために、
改めて何が問題か再確認し討論し、
この法律の廃止をめざしましょう。

《学習討論会》

これからどうする 秘密保護法

講師： 弁護士 海渡雄一さん

日弁連秘密保護法対策本部副本部長
「秘密保護法廃止へ実行委員会」などで活動中
近著に『秘密法で戦争準備・原発推進』

行政機関によって指定される防衛、外交、スパイ防止、テロ防止のための膨大な秘密。秘密の漏洩・取得行為に最高10年の懲役が科され、共謀・教唆・煽動なども処罰。国民には何が秘密指定されたのかも分からず、最大60年も秘密指定が続く。濫発された「第三者機関」（情報保全諮問会議、保全監視委員会、独立公文書管理監、情報保全監察室）とは、いったい何か？ チェック機能は期待できるのか？ 国会は、裁判所は、秘密を知り、監視することはできるのか？ 国際的な秘密保護と情報公開の基準（ツワネ原則）に照らしてどうなのか？

日時 2014年3月3日（月）

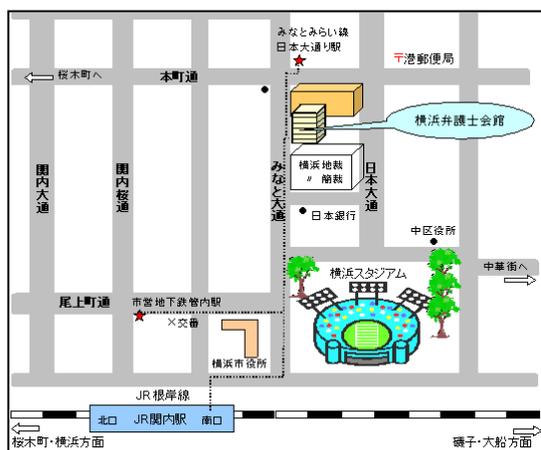
午後6時30分から

場所 横浜弁護士会館 5階
（横浜市中区日本大通9番地）

主催 横浜弁護士会

問合せ先：横浜弁護士会業務課（北之原）

電話 045-211-7705



入場無料・事前申込不要